

京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年2月8日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第172条第3項の規定に基づき、一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 22人
- (2) 議会の職員 2人
- (3) 選挙管理委員会の職員 2人
- (4) 監査委員の職員 2人
- (5) 公平委員会の職員 2人

2 前項第2号から第5号までの職員は、同項第1号の職員がこれを兼ねるものとする。

(定数外職員)

第3条 休職、育児休業等により長期にわたり職務に従事しない職員及び国、他の地方公共団体等へ派遣された職員は、前条に定める定数の外に置くことができる。

(職員定数の配分)

第4条 第2条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月3日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。